

**学校の環境を整える**…生徒が伸びた枝でけがをしないように剪定したり、草刈りをしています。トイレや洗面台が詰まればすぐに状況を把握し、できるだけ早く利用できるように作業します。外で作業するときは周囲に目を配り、来客者や不審者への対応もしています。



**高校にブランコ**…学校の正門から入ってくる車がスピードを落とさないのが心配でした。正門の近くに何か置いてみようと思いつき、手作りしたのがブランコです。鎖も木の台も、丸太の棒も素材から作って、塗装して組み立てました。

**いのちを育む給食調理**…特別支援学校には噛む力や飲み込む力が弱い生徒がいます。そのため、肉は味付け後、人数分を圧力がまで30分以上煮て、片栗粉でとろみをつけて出すなど、再調理・再々調理が必要です。



**給食って楽しい**…「おばちゃんの写真という名の調味料」「うまさぎるみんなで食べたらないうまい」定時制高校の生徒のつくった標語です。定時制に通う生徒にとって学校給食の時間は最も楽しい、なくてはならないひとときです。私たちの仕事は生徒たちの健康・命にかかわる大切な仕事です。

**東日本大震災のとき**…地震直後、停電・断水を予測して、やかんなどに飲料水を確保し、寒さに備えてポータブルストーブ・灯油も準備し、合宿所から布団を準備して地震直後の対応にあたりました。学校は地域の防災拠点として重要な役割を担っています。その学校をすみずみまで把握しているのが、私たち学校現業職員なのです。



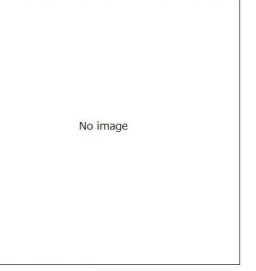
**生徒の心のよりどころ**…生徒が卒業するとき、部屋のホワイトボードに「おっちゃんたちが話を聞いてくれなかったら、とっくに退学してた。卒業できたのもおっちゃんたちのおかげです。ありがとうございます」とメッセージがあり、涙があふれてきました。

# 全国の学校でがんばっています

**技術が財産**…30年前、何の技術もなく掃除をすることが精一杯だった私ですが、庭師の方が書かれた本を剪定の参考にしたり、業者の修理を見て技術を身につけたりしました。いろいろな修理やものづくりの依頼をこなす中で、様々なアイデアがでてきて、今では私の財産になっています。

**生徒の応援団**…毎朝正門や玄関周りで清掃しながら生徒たちにあいさつ。何かあったときには気兼ねなく話してもらえるよう心がけています。そんな私の姿がモデルになって演劇が上演されました。「用務員さんはぼくたちの応援団だ」という台詞に胸が熱くなりました。

**年に一度の大舞台**…文化祭を前に、生徒に大道具製作のレクチャーをします。たこ糸と黄色いチョークだけで長い直線を引く方法や、大きい円を描く方法を実演すると、生徒から「うおーっ！」と声があがります。初めて見る道具や実演で生徒たちも興味津々です。

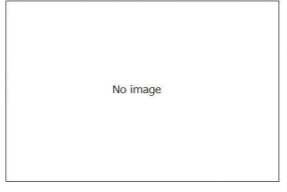


**豊かな環境づくりを**…殺菌な場所に何かを飾りたい。生徒の作品を発表できる場所がほしいと考えました。そこで美術の先生に相談して、校舎の角柱を展示場所に決め、生徒の描いた絵を展示しました。生徒一人ひとりの個性が輝く場を広げたい。生徒が楽しめる明るいコーナーをつくり続け、豊かな環境づくりの手助けをしていきたいと思っています。

**農業高校では**…圃場をきれいに耕したり、ポット・鉢の中や畑の除草、水田や校舎周辺の草刈りなどを定期的におこない、畑や温室がきれいに管理されて、生徒がいつでも気持ちよく使えることを心がけています。



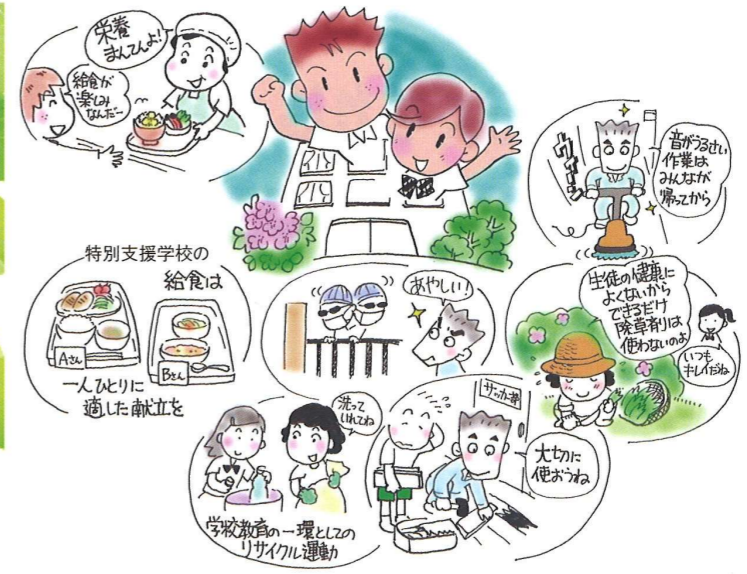
**特別支援学校のスクールバスの安全を守ります**…スクールバスに添乗して、安全運行と、車内外の日々の安全・安心な環境をつくっています。バス停で待っている児童・生徒と保護者へ、笑顔で明るく元気にあいさつして迎えることを大切に心がけています。



**水産高校の実習船で**…船の運航、航海当直（見張り）、メンテナンス（ペンキ塗り、その他修理）に関する仕事、出入港に関する作業を通じ、生徒たちと交流をはかりながら、安全な船の運航を担っています。

# わたしたちは学校現業職員です

子どもと学校の安全・安心のために働いています



## 子どもと地域の安全を守る学校

東日本大震災後、被災地の学校では、子どもの安全確認、避難所業務、学校再開と、教職員が一丸となって奮闘しました。そして、学校は子どもたちだけでなく、地域住民の命と安全を守る大切な役割も担っていることが再確認されました。

## 正規の現業職員だからこそ

私たち学校現業職員は、学校の施設・設備を日々点検し、修繕や整備をおこなっています。小・中学校、定時制高校や特別支援学校の給食室では、調理員が子どもたちの成長を心から願いつつ給食をつくっています。だから子どもたちは安全でおいしい給食を食べることができます。ところが、この現業職員の非正規化や民間委託が進行しています。教員と連携し、学校のすみずみまで目を配り、毎日おこなう様々なできごとに対応し、子どもたちの安全・安心を守る学校づくりを担う現業職員は、不安定な雇用ではなく、正規雇用であるべきです。私たちは、学校現業職員を正規職員として配置することを求めています。

「現業職員は正規で配置を！」  
国会請願署名にご協力ください

現業職員につけられている

# 民間委託・任用替え 大幅賃金引き下げ

全国で、福祉・くらしを支える公共サービスが切り捨てられ、民間委託・民営化の動きが広がっています。

学校で働く現業職員もその例外ではありません。ほとんどの自治体は、財政の効率化を口実に学校現業職

員の定数を削減し、新規採用を停止しています。その代わりに、臨時職員化をすすめ、さらに業務の民間委託を導入。また、残っている現業職員を、事務職員など他職種へ「任用替え」する自治体もあり、最終的には学校から正規の学校現業職員をなくそうとしています。

同時に現業職員の大幅賃金引き下げも急速に広がっています。県によっては 10%以上の賃金の引き下げを提案しているところもあり、「子どもに大学進学をあきらめさせることになってしまった」「これではローンの返済の見通しがたたない」との悲痛な声があがっています。

## 正規の現業職員がいなくなれば……

# 子どもと学校があぶない！

民間委託がすすむと……

### ★給食がつかれない？

民間委託業者は入札で決まります。2015年4月に静岡県浜松市の市立小中学校4校で、学校給食の調理業務をいったん受託した業者が3月30日になって「人材の確保が困難になった」として辞退してしまいました。市の教育委員会は代わりの業者を確保できず、1学期中は外注弁当での給食となってしまいました。

### ★給食は安全なの？

「民間委託化した特別支援学校の給食では、異物混入などのトラブルも。『食べる』ことは『生きる』こと。私たち給食調理員は『手作りの給食』で子どもたちの成長にかかわるこの仕事に誇りを持っています」

### ★民間委託が官製ワーキングプアを生む

受託会社の業務員 Tさんの年収は127万円で、ダブルワークをせざるをえません。早朝・残業手当もつかないサービス労働が慢性化。低賃金なのに責任は重大。短期間で辞めてしまう人も多く、継続的な仕事が困難になっています。

### ★民間委託になったら、突然のトラブルにもすぐに対応してもらえるの？

「蛇口から水漏れ」「ドアの鍵を直して」「自転車の空気を入れて」…学校では突発的にいろんなことが起こります。民間委託されている場合、蛍光灯のとりかえを頼みたいときでも、まず委託した会社に連絡し、その会社からの指示があって、やっととりかえをしてもらえるのです。直接頼むことは偽装請負になるからです。

### ★民間委託でほんとにコスト削減できるの？

「業者に頼んだら数十万円かかるペンキの壁塗りを、私たちは5,000円でしました。体育館の防球ネットは60万円かかるところを6,000円で作ります。業務研修も受け、私たちは様々な技術を身につけています！」

**学校給食の民間委託は反対です！**

「心を開かなかつた不登校のわが子が、定時制に入学してからポツリポツリと口をきくようになった。きっかけは、肉嫌いの娘に調理員さんがこっそりと魚を差し出してくれたことだった。卒業後、彼女は学校給食の調理員になった。勉強だけが学校ではない」

「コンビニ夜勤を週三〜四回、短時間の睡眠で夜間定時制へ登校。給食が唯一の栄養源だった。給食室に調理員さんが常駐していたことで、いろいろ相談したり、勉強したりできてよかった。給食があつてこそ、今の自分がある」

定時制卒業生

（二〇二二年十一月、愛知県・夜間定時制の学校給食を考えるシンポジウムにて）

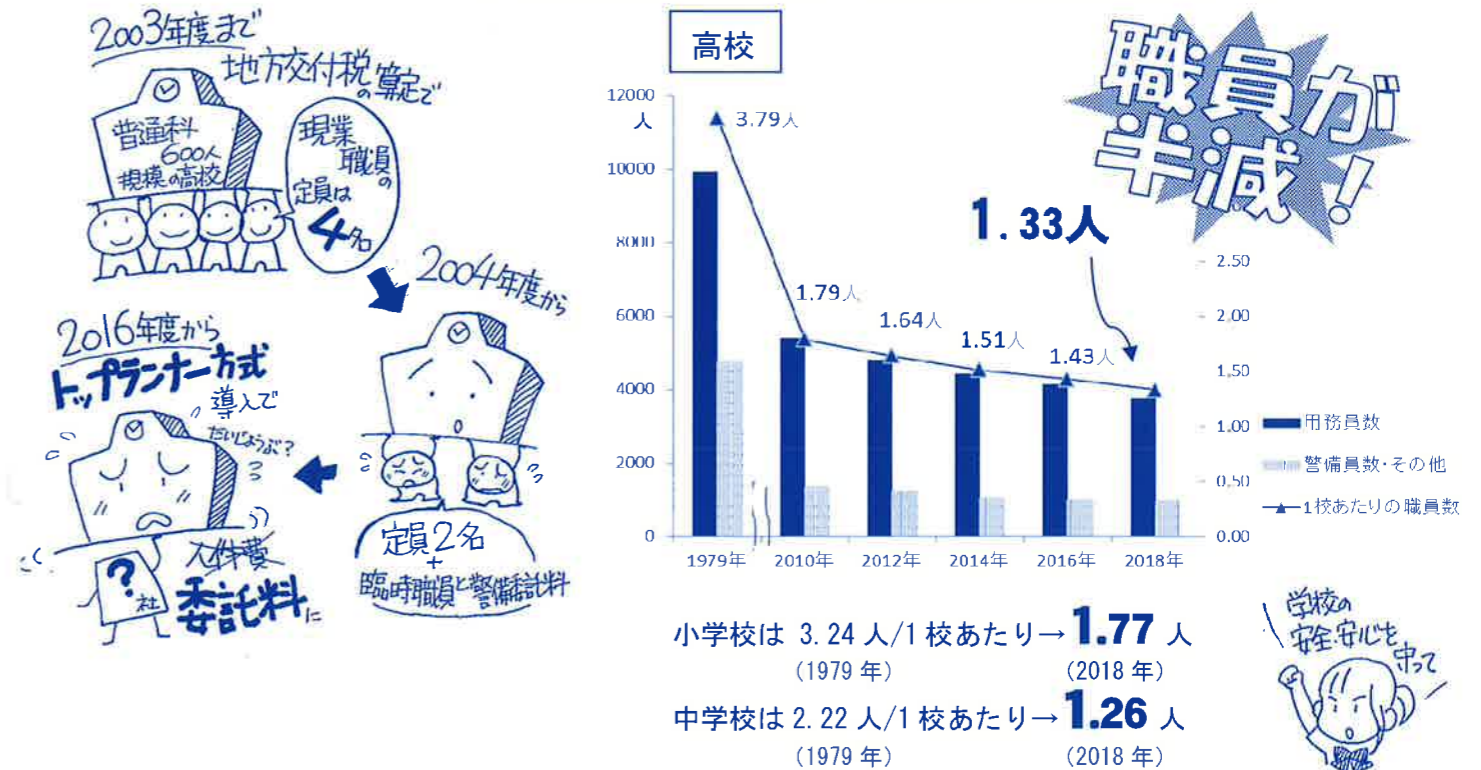
任用替えの深刻な問題

### ★現業職員から事務職に任用替えになって月80時間の残業も……

「毎月の残業が80時間超に。事務職の仕事と同時にロッカーの修理など、今までの現業の仕事もこなしています。生きるために仕事をしているのか、仕事のために生きているかわからない状態。任用替えをして、うつ病を患ってしまった人もたくさんいます」

# どんどん減らされる学校現業職員

◇ 全国の現業職員の数と1校あたりの職員数の推移 ◇



## 学校教育法・定数法など法律に明記し どの学校にも正規の現業職員の配置を

学校現業職員の仕事は、子どもたちの学習と発達の権利を教育条件整備の面から保障することであり、学校運営上からも必要不可欠な職種です。国の予算でも、学校現業職員が「職員B」として予算措置されています（※）。

ところが、学校教育法や教職員定数法に明記されていないために、必ず配置されるわけではありません。ですから学校現業職員を学校教育法上に位置づけて身分を確立することを求めて、私たちは1992年度から署名運動にとりくんできました。2012年度からは、国会に向けて請願署名にとりくんでいます。

※地方交付税の算定の根拠の1つとなっています

### 学校教育法 第60条【職員】

（現行では）

- ①高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- ②高等学校には…（中略）…副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

\*小学校は学校教育法第37条（中学校は第37条を準用）で、同様に規定しています。

### 《なぜ改正を求めるのか》

- ◎現行法では、学校現業職員は、第2項で「…その他必要な職員…」の一つとして位置づけられているにすぎません。
- ◎法改正により、第1項に「置かなければならない」職として、学校現業職員を位置づけることをめざします。

